

平成24年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会

日時：平成24年8月13日(月)13:30～

場所：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委員 覺正会長、阿部副会長、加藤委員、楠委員、高岡委員、成瀬委員、
山森委員

事務局 総務課 田辺課長、川島主査、石堂主査補、村上主事

説明者 防災防犯課 南波佐間課長、泉水安全安心管理官、近田主査

傍聴人 1人

1 審 議

(1) 防犯カメラによる個人情報の収集について(諮問)

会 長 本日は暑い中、また、ご多忙の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今回は、市民生活と深い関わりのある防犯カメラの設置についてご審議いただくためにお集まりいただきました。事務局からの説明の後、率直なご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

事務局 まず、諮問書を朗読させていただきます。

《事務局 諮問書朗読》

事務局 市では、安心して暮らせるまちづくりを推進するための環境整備として、ひったくり等の犯罪件数の多い地域に防犯カメラの設置を予定しています。

防犯カメラの設置に関する事業の概要等については、後ほど、担当課である防災防犯課から説明をさせていただきます。街頭に防犯カメラを設置し、画像を録画することは、撮影した映像の中に特定の個人を識別できる画像が含まれる可能性があることから、個人情報保護条例に規定する個人情報の収集に該当するものと考えられます。

事務局からは、諮問に当たりまして、条例上の該当条項等の確認をさせていただきます。

個人情報保護事務の手引書23ページをお開き下さい。個人情報保護条例第7条は、個人情報の収集の制限に関する規定です。個人情報を適正に取り扱うために、収集の段階から必要のない個人情報を収集しないよう、目的を達成する上で必要な最小限の範囲で適正に収集しなければならないという制限をかけ

ています。第1項は、必要最小限の範囲で公正な手段により行うこと、第2項は、思想、信条等のセンシティブ情報については、法令等の定めがある場合を除き、原則として収集してはならないことを規定しています。今回の諮問に該当するのは、第3項になります。

第3項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない」と規定し、個人情報を収集する際の本人収集の原則について規定しています。また、ただし書として、いくつか例外事項が設けられており、法令等に定めがある場合や、本人の同意があるとき、出版、報道等で既に公にされているとき、人の生命や生活を保護するために緊急やむを得ないと認められる場合などには収集禁止の例外として個人情報を収集することができる旨が規定されています。

第7号は、「審議会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは保有個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき」と定めており、第三者機関である審議会のご意見を伺った上で、実施機関が本人以外から収集することに相当の理由があると判断した場合には、本人収集の例外として個人情報を収集してもよいと規定しています。

本日の諮問事項である防犯カメラによる個人情報の収集については、第1号から第6号のいずれにも該当しないと考えられますので、第7号の規定により、審議会のご意見を伺い、事務の性質上の必要性等をお認めいただいた上で、事業を実施しようとするものです。

また併せて、防犯カメラの設置により録画した画像の取扱い等を定めた、「防犯カメラの設置及び画像の取扱いに関する要綱(案)」を添付しておりますので、こちらにつきましてもご意見をいただければと思います。

防災防犯課 別添資料「防犯カメラの設置及び運用について」をご覧ください。

市では、佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例を平成15年7月に施行し、自治会等の自主防犯活動団体の支援、防犯指導員を対象にした防犯研修会の実施などを行い、市民協働による安全・安心なまちづくりを進めています。

市内の犯罪発生件数を見ますと、平成13年の4,714件をピークに減少傾向にあり、平成23年は1,758件でした。平成13年と比べると2,956件、約63%の減となっています。犯罪が減少した要因としては、市民の防犯意識の向上や、警察などの防犯対策がありますが、市民のみなさんが積極的に地域の防犯活動に取り組んでいることが大きな要因であると考えています。

佐倉警察署管内に、防犯団体に結成されている「さくら防犯パトロールネッ

トワーク」という団体がありますが、現在、市内100団体ほどの防犯団体が加盟しており、青色防犯パトロールなどを行っています。大変みなさん一生懸命やっただいていただいているのですが、地域の防犯活動や警察の巡回による犯罪防止にはやはり限界があります。このような部分を補完するものとして、防犯カメラを設置することといたしました。防犯カメラを設置することにより犯罪を抑止するほか、犯罪の検挙を支援することによって、犯罪の抑止を図れるということで、犯罪が発生しづらい環境にしていくために有効な手段であると考えます。

次に資料の新聞記事をご覧ください。既に防犯カメラが導入されている松戸市、千葉市、市川市では、犯罪抑止に効果が認められているという記事であり、実際このように、他の市でも効果が見られることから、佐倉市でも効果があるのではと考えております。

今回、防犯カメラを設置するに当たっては、「千葉県ひたくり対策防犯設備設置補助事業」を活用することとしています。この事業は、平成21年、平成22年、平成23年のいずれかにおいて、ひたくりが年間5件以上あった地域を、県が重点区域として指定し、設置の補助を行うものです。佐倉市においては5件以上あった地域が4地区あり、上志津地区、井野地区、西志津3丁目地区、中志津1丁目地区の4地区が、指定されています。そして、警察と協議し、防犯カメラの設置に効果的な場所ということで、上志津地区2か所、井野地区2か所の計4か所に設置することとしています。

次に、防犯カメラの設置箇所及び台数について、添付資料の地図をご覧ください。が志津中学校近くの交差点に3台、が上志津入口交差点に3台、は井野交差点に2台、は上高野入口というバス停付近に2台設置する予定であり、佐倉署と協議した結果、犯罪抑止に効果的な場所として、これら4か所10台の設置を予定しております。

運用開始予定時期については、平成24年12月の予定であり、9月定例市議会に補正予算を計上し、10月に入札及び契約、11月に設置というような計画を予定しています。画像保存期間は、2週間以内としており、画像保存箇所については、防犯カメラ備え付けのSDカードレコーダーへの保存を予定しています。

個人情報収集目的は、防犯カメラの設置により、市民の安全で安心な環境の整備に資するとともに、捜査機関の要請等に応じて、撮影した画像を提供することにより、犯罪の抑止効果を高め、安心して暮らせるまちづくりを進めようとするものです。

周知方法ですが、資料には、自治会代表者を対象にした設置説明会を8月から9月に実施予定とありますが、日程が決まりまして、来週24日金曜日に、地元志津地区の自治会長を対象に、志津公民館で説明会を開催する予定です。

また、そのほかこうほう佐倉等を通じて市民の皆様には周知する予定です。

「千葉県ひたたくり対策防犯設備設置補助事業」の補助対象となる防犯カメラの要件ですが、重点区域のひたたくり発生を抑止することを目的として設置すること、警察との協議を経て、設置場所を選定していること、市町村又は自治会等が設置する防犯カメラであること、撮影された映像のうち、公道の画像面積が2分の1以上であること、さらに、補助要件として、設置箇所周辺の住民の理解が得られていること等が挙げられています。昨年度は、県内7市が補助を受けて設置しました。今年度については、県に確認したところ、佐倉市を含めて10市程度が、この補助金を使って設置するとのことでした。

以上が大まかな概要です。続きまして、「佐倉市防犯カメラの設置及び画像の取扱いに関する要綱(案)」について、説明いたします。

まず第1条です。要綱設置の趣旨は、佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例に基づいて、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、防犯カメラの設置及びその撮影に関し、必要な事項を定めているものです。第2条は、用語の定義となります。

第3条は、管理責任者と取扱担当者の設置に関する項目で、このことにより、画像の漏洩や紛失を防ぎ、適正な画像の取扱いを確保します。管理責任者は防災防犯課長、取扱担当者は、防災防犯課の職員数人を充てる予定です。併せて、管理責任者及び取扱担当者の守秘義務についても規定しています。

第4条は、防犯カメラの画像は、取扱いの仕方によっては、個人のプライバシーの侵害となる恐れもあることから、設置場所や設置台数、撮影範囲を必要最小限に限ることを規定しています。また、防犯カメラが設置されていることを認識できるように、見えやすい場所に防犯カメラを設置している旨及び管理者の名称、連絡先を表示することを定めています。

第5条、画像の保存期間は、記録媒体の保存可能な期間や個人情報保護の観点等から2週間以内としています。同期間を経過するとSDカードに自動的に上書きされ、前の画像が自動的に消える仕組みになっています。ただし、画像を捜査機関に提供する場合などには、保管期間を変更することができるとしています。その他画像は編集や加工せずに保管すること、記録媒体は施錠できる場所に保管すること、漏えい、盗難、紛失等を防止するため必要な措置を講ずること等を定めています。

第6条、防犯カメラの操作及び画像の取扱いは、管理責任者と取扱担当者に関し、画像の取扱場所は、防災防犯課で取り扱うこととしています。

第7条は、防犯カメラの設置及び画像の取扱いに関し苦情を受けたときは、迅速、適切に対応することを定めています。第8条は、個人情報保護条例の遵守について規定しています。

第9条、提供の制限について、刑事訴訟法に基づき捜査機関から文書で報告

を求められた場合など、個人情報保護条例第9条第1項に定められた場合を除き、画像を提供しないことを規定しており、提供する場合は、相手方に適切な取扱いを求めることとしています。

以上のような要綱案に基づき、防犯カメラの設置、画像等の取扱いを進めてまいりたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 ありがとうございます。

防犯カメラの設置及び運用の2つの課題になってきますけれども、先に設置についてお諮りしましょうか。

委 員 まず基本的なことについて教えていただきたいのですが、防犯カメラは個人情報の収集に当たるのですか。それともプライバシーの問題になるのでしょうか。教えていただきたいのですが。

事務局 防犯カメラを街頭に設置して、24時間稼働させますので、不特定多数の方が映る可能性があります。このため、個人情報に該当すると判断しておりますが、画像の精度や映り方によっては、必ずしも個人が識別できない可能性もあります。

委 員 個人識別できないこともあると。

事務局 はい、しかし、ある程度カメラに近づいて来れば、特定の個人を識別できることになるというように考えています。

委 員 その個人というのは、例えば特定のAさんという情報を集めようとして、防犯カメラを設置しようとしているわけではないですね。

事務局 はい、ですが結果として、撮影した画像に個人を特定できるような情報が入ってきます。

委 員 プライバシーの問題だというのならわかりますが、個人情報の問題として考えるのは、ちょっとよくわからないのですが…。

委 員 情報公開と個人情報保護での個人情報とは何なのかというと、個人を特定できるような情報を個人情報とする考え方、例えば名前とか顔とか映像とか。そしてもう一つ、ある特定の人が人に知られたくないものがプライバシーであり、個人情報はプライバシーの場合に限るという考え方もありますが、市の条例で

は、個人を識別できる情報を個人情報としていますので、それに則っての諮問だと思えます。

委員 広めに解釈されているということですか？

委員 広く、といえますか、プライバシーとの関係から言えば、広いですね。

会長 当市の条例の第7条に該当するかしないかで、該当するという判断をしたということだと思えます。市町村によっては該当しないという判断をしているところもあるようですが、佐倉市は慎重な判断をして、審議会の意見を聴いた上で防犯カメラの設置を進めていこうということだと思えますので、慎重な姿勢の表れと取っていただければと思います。よろしいでしょうか。他に何かご意見はございますか。

委員 防犯カメラの設置は、今の問題を抜きにして、積極的に設置すべきだと思えます。市民生活を見ていると、空き巣やひったくりとかは、佐倉市の場合非常に多いです。犯罪行為が私たちの近辺に非常に多いのです。だからそういう防犯カメラは非常に効果的だと思えます。この前、テレビ東京で「ガイアの夜明け」という番組がありまして、そこでいろいろなところの防犯カメラが紹介されていました。一番多いのが、北千住で通りに四百何十台設置されているそうです。佐倉市の場合ユーカリが丘に山万が設置しているものが結構あります。山万が開発した新しいマンションには、玄関に顔認識ができる防犯カメラが置いてあり、それは孤独死の防止にもなるという触れ込みで、それでもう即日完売しているそうです。佐倉市の場合はそのような民間主導の設置例がありますが、防犯カメラは犯罪防止のための有力な手段になると思えますので、佐倉市の予算が許す限りは、できる限り多く設置した方がよいと思っています。

会長 他の皆様のご意見はいかがでしょう。

委員 今の意見に賛成です。

委員 必要だとは思いますが、抑止効果が目的だと思うので、個人情報保護の観点から言うと必要最小限での設置ということになりますが、抑止効果がどれくらいあったのか等は、誰がどう検証するのか。今回の資料には載っていませんので。あと、捜査機関に情報を提供した場合、外部提供に当たるので、審議会に報告されるということですか。

会 長 2つの質問が出ました。防犯カメラを設置したことによって抑止効果がどういうふうに出るか。そのことについてのデータがあるか。あるいは何かそのことについて説明があるか。2つ目として、もし外部提供した時には、この審議会にいつ警察からの照会があって外部提供した旨の報告が行われるのか。

防災防犯課 抑止効果につきましては、添付の新聞記事に載っているものしかありませんが、設置したどの市町村も犯罪が減っているというようにお聞きしています。犯罪の件数とかを見ながら、設置した場所の自治会長さんとか、防犯団体の皆さんに意見を聞き、検証していきたいと思っております。

事務局 2点目のご質問ですが、本日の審議でお認めいただけましたら、個人情報取扱事務として、防犯カメラによる個人情報の収集事務を登録し、仮に警察から照会があり、提供した場合には、第9条に基づき、審議会に外部提供の報告をさせていただくようになります。

会 長 よろしいですか。

委 員 はい。

委 員 設置については賛成です。ただ、5件以上のひったくりがあったところということで、市内10か所とのことですが、私が住んでいる佐倉の旧市街地ではそんなにひったくりがないのですか。5件はないのかもしれませんが、何回か聞いたことがあったので、ちょっと何となくバランスが悪いなという気がします。

防災防犯課 今回、県の補助事業の指定が5件以上ということで、こちらのようになった経緯がありまして、また、警察も井野地区と志津地区がよいのではないかとということで、この位置については、今後防犯カメラの抑止効果がどうなのか検証しながら、また、予算との兼ね合いも考えながら、考えていきたいと思います。

会 長 防犯カメラの設置に関しては、防犯の抑止、それとプライバシー、この2つのはかりが常に拮抗しているんですね。警察庁で「警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会」が作られ、昨年9月に最終とりまとめが出されました。そこでは、防犯カメラのさらなる設置の推進が提言され、そしてそれを受けて、日弁連が2つの提言を出しました。1つは、深刻なプライバシーの侵害。それから2つ目は、設置運用を定めた法律の制度をきちんとすべきだと。この2つの提言を出したんです。このことを考えると、本市でも防犯カメ

ラについての要綱がきちんと整いさえすれば、犯罪抑止の方を優先させるべきだと、考えられてきますね。そして、防犯カメラが日本に何台あるか。把握できないくらいあるらしいですね。はっきりしているのが、警察庁が設置しているのは540台で、各駅に置いてあるのが5万6千台だそうです。この間、秋葉原で連続刺殺がありましたよね。あれだけで一気に50台増えたんです。ただ、防犯カメラがあったからといって、犯罪が減るかといったら、非常に微妙なんですね。なぜかということ、行為者に対するいわゆる一般予防効果にならない。例えば、スーパー等で防犯カメラが設置してあるからといって、万引きが減るかということ、非常に微妙なんですね。必ずしもカメラがあったからといって、万引きが減るわけじゃない。ただ、特別予防といって、一回犯罪者になったものが、そこへ入っていったときには捕まりたくないと思って、考えるかもしれないませんが、一般的な予防効果を持つかどうかについては、ちょっと難しいところがあります。

委員 そこはちょっと反論があります。防犯カメラは、実際つけていなくてもダミーで防犯カメラ設置と表示しただけでも相当効果があります。北千住の例を見ますと、非常にひったくりが多かったらしいのですが、それが防犯カメラを付けたことによって劇的に減っているんです。ですから、抑止効果は相当あると思うんですね。

会長 防犯カメラによって減ったのか、皆さんがそこをパトロールしたので減ったのか。いろんなことをするので、比較できないんですよ。この問題は大変難しいのですが、事件解決の一助にはなります。直接証拠にはならないが、少なからず映っているということで、一定の証拠能力を期待できます。

委員 防犯カメラは2つ効果がありまして、一つは抑止効果で、一番大きい。もう一つは犯罪の証拠立証能力。警察から要求された場合には、手続きがきちんとしていけば問題ないと思います。

会長 それは刑事訴訟法の規定ですから、問題ないと思います。防犯カメラの設置については、相当な理由があるということで、全員一致でよろしいでしょうか。

全員了承

委員 設置について条例化しようという考えはなかったのですか。映像という特殊なものなので、例えば本人から開示請求がきたらどうするのかとか、非常に技術的な問題になるので、条例でやった方がいいのかなと思ったのですが。

防災防犯課 条例化は特に検討していませんでした。

会 長 とりあえず、設置については、全員一致ということで。ありがとうございました。

それでは続きまして、取扱いに関する要綱につきまして、ご意見を賜りたいと思います。

委 員 第9条関係で、我々がすぐ思いつくのは、弁護士法第23条の2の資料提出請求ですが、仮にこれに関して報告を求められた場合、例えばこういう人が映っているかとか、こういう風景が映っているかとか、そういう請求がきたらどう対応するのですか。画像そのものをよこせというものには応じなくていいでしょうが、映っている内容について、弁護士照会がきたら、それについてある程度対応するのでしょうか。

事務局 今の段階ではどう判断するか分かりませんが、基本的にはこの要綱自体、個人情報保護条例の考え方とほぼ同じ内容になっています。防犯カメラの設置の目的として、今まで議論いただいた犯罪の抑止と、犯罪があった場合に捜査機関に協力することにより、次の抑止につなげるということがあります。担当課でも、外部提供の可能性として一番考えたものは刑事訴訟法第197条第2項で、捜査機関に提供することは想定しており、最初それだけを規定しようとしたのですが、市の法規担当とも検討し、上位法として個人情報保護条例があって外部提供の規定があるのに実施機関だけを縛る要綱でそれよりも狭い運用をするのは上位法に抵触するのではないかということになりました。

委 員 縛るとすれば、条例化する必要がありますよね。

事務局 基本的に外部提供については、個人情報保護条例の規定に沿って対応するようになります。弁護士法の規定については、報告の義務がある規定ではございませんので、審議会の意見を聞いた類型で判断をしていますが、現状では弁護士会から個人情報の照会があった場合に回答している例は少ないです。刑事訴訟法の方も、照会することができるという規定になっていますが、平成16年の国会答弁で、政府の見解として刑事訴訟法に基づく照会については、報告の義務があるという解釈が示されておりますので、それに従って、現在、刑事訴訟法の提供依頼がきた場合には、概ね回答しています。一方で、前科照会に対し漫然と照会に応じ報告するのは公権力の違法な行使に当たるという裁判例もありますので、どういった捜査で必要なのか等をなるべく聞き取るようにして

提供するようにしています。また、捜査機関が窓口に来た場合でも、捜査事項照会書をもって回答するようにしています。

会 長 前提をちょっと確認しておきたいのですが、「佐倉市防犯カメラの設置及び画像の取扱いに関する要綱」は、「佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例」の第2条第3号に準拠して作られていると解釈するのですか。それともこの条例そのものに準拠していると考えるのですか。どちらで話を進めたらよいでしょうか。

防災防犯課 第2条の「市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を策定し、及び実施するものとする」にかかわってくると考えています。

委 員 第1号、第2号、第3号とありますが、この中のどれですか。

防災防犯課 第2号の市民の自主的な活動を支援するためと、第3号の犯罪の発生を防止するよう配慮した設備の整備です。

委 員 ということは、第2条の第3号を具体的に展開するために、この要綱が作られていると理解してよろしいでしょうか。

防災防犯課 第2条第2号の支援と第3号の体制の整備の両方と考えています。

委 員 カメラの設置者は誰になるのですか。

防災防犯課 市になります。

委 員 市民の自主的な活動の推進を根拠とすると、市民から情報提供を求められる可能性もでてくるのではないですか。

委 員 あくまで市がやっているのだから、第1条の趣旨からすれば第3号で限定しなければならないのでは。

会 長 根拠は第2条第3号だけではないでしょうか。

防災防犯課 今の内容について補足なのですが、こちらで第2条第2号を根拠として考えたのは、元々この条例ができて、そのあと佐倉市の安心安全のまちづくり

の1つの手法といたしまして、地元の団体、地元の委員の方等、市民の皆さんのお力を中心として、この防犯活動というものを推進したいということがあります。そして今回、市民による活動の補完ということで、防犯カメラを導入していくこととしました。そういったことで、第2号の市民の自主的な活動の推進に対する市の支援に防犯カメラの設置も該当するだろうということと、さらに第3号、これは市が主体となって設置していきますので、そういった部分も含め、第2号、第3号といたしました。第2号について、先ほど委員がおっしゃったように、地元の皆さんが、その活動の中で請求をしていくということもあるかもしれませんが、それについてはあくまで市の個人情報保護条例の中で対処していくべきというふうに考えております。

委員 市民との協働については、この要綱には入っていないので第2条第3号だけを根拠にした方がよいのでは。

会長 今回の要綱の中に、市民との協力に関する事項が何も規定されていないことを考えると、あくまでも根拠は第2条第3号として、なおかつこの「佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例」を、より具体的に推進、補完をしていくものという形で捉えたらどうでしょうか。その補完する内容というのはあくまで第3号ということで。そういう前提でよろしければ、より具体的なところで、皆さんから意見をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

では、まず前提としまして、この要綱は「佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例」第2条第3号、犯罪の発生を防止するよう配慮した設備、施設及び環境の整備並びに犯罪の発生防止に関する体制の整備、これを進めるために防犯カメラを設置する。そしてその取扱いを進めていくという前提で、この規程の内容についてご審議いただきたいと思います。皆さんからいただいた意見をもとに精度の高い要綱を作れるようにしたいと思います。

委員 個人情報保護という視点からで、第9条第2項第4号に、「画像の記録を消去し」とありますが、消去といっても色々な消去の方法があります。マンションに設置されているカメラなどの場合、ハードディスクがある程度経つと劣化するので交換するのですが、普通のパーソナルディスクとしては使えるんです。ですので、再利用することが結構多いらしいんですね。しかし、それは多くのしっかりした管理組合では禁止されているんですよ。管理組合の理事立会いの下、完全に消去した上で物理的に破壊しなければならない。そうしないと、秋葉原等で売られてしまい、それ解析すると色んなデータが出てくるんです。そんなこともあるので、「消去し」の前に「完全に」を、その意味も込めて入れることを提案します。

委員 上にダビングしていくような方法で行うとあるのですが、それでは消えないのですか。

委員 最後のものはどうしても残ってしまいます。個人情報とかプライバシーという時にはそこに重きを置くべきです。あともう1点は媒体そのものなんですが、第2項第4号に、画像が必要でなくなったときは、消去するか媒体を物理的に破壊、とありますが、今度は媒体そのものが劣化するなどして取り替えなければいけない、交換する、というときの項目が入っていません。これをもし入れるとしたら、第5条第5項と第6項の間ぐらいかなと。第5項に記録媒体の保管が書いてあるので、その次ぐらいに、例えば、「記録媒体を廃棄するときは、記録媒体からデータを完全に消去し、かつ記録媒体を物理的に破壊する」というように入れておくとよいと思います。

委員 それは管理責任者の義務として規定するということですね。

委員 おっしゃるとおりです。市が設置していますので、市にそれをきちんと管理していただく。わざわざ明記しなくても、市のレベルであれば、情報管理責任者がいるので、内部マニュアルでやっていると思いますが、一応この審議会として、言うべきだと思ひまして。

会長 今、消去を完全に、ということと、記録媒体を廃棄する場合について、市の責任条項をきちんと明記するべき、また、規定する場所としては、第5項と第6項の間ぐらいがいいのではないかと、というご意見をいただきました。そのことについて市の方ではいかがでしょうか。

事務局 十分検討させていただいて、反映できるようにしたいと思います。

会長 今の2点については検討していただけるということですが、他にはありませんか。

委員 第9条で、これに規定する場合を除き提供しないものとする、と言い切っていますが個人情報保護条例の方では出せると思ひます。ですから要綱で駄目といっても、条例でいいというのは立法上の矛盾があるのではないのでしょうか。

委員 提供しないとして言い切ると、ややこしいことが起こりますよね。

委員 それとも条例があるのでここでは一切触れないとか。

委員 そうですね。個人情報保護条例第9条に基づくとこのなら、触れなくてもよいと思いますね。

委員 提供の請求があった場合には、個人情報保護条例に基づき、配慮するとか書いておけばいいのでは。

会長 皆さんいかがでしょうか。

委員 例えば、捜査機関や保険会社から追突した時の状況を知りたいといった請求をされるケースがあり得ると思うんですね。実際、どういった場合に防犯カメラの情報を提供するとかしないとか、佐倉市の協力範囲をあらかじめ決めておいて提供する方法の方がよいと思います。例えば、空き巣の被害を立証するために、犯人は誰かを特定するときに、防犯カメラに映っていればそれは証拠になります。でも、そういう場合に、個人情報だから出せないということと本末転倒な気がします。犯罪捜査のために必要であれば、積極的に提供すると考えてよいのではないかと思います。

それともう1つ。画像を編集加工せずに保管すると書いてありますが、自動で上書きして消えてしまうのに、保管するというのはおかしいのではないのでしょうか。矛盾しているように思います。

事務局 保管のところは確かに誤解を招く表現かと思いますが、これは、捜査機関への提供に当たっては、市の方では一切加工はしないということと、必要があると認めるときには保存期間を変更することができるということを規定しています。2週間以内にSDカードはどんどん上書きをされていきますが、捜査機関から提供を求められたときには、一旦それを市に必要期間保存をしておく場合がありますので、その場合は一切加工をせずに保管しておくという意味です。誤解を招く表現につきましては、また検討させていただきたいと思います。

委員 犯罪の立証のために警察から映像を請求されたときに、2週間経ったので消えてしまったということもあり得ますよね。

事務局 そのあたりも警察と協議をしていますので、もし何かあるときにはあらかじめ警察から連絡をいただければ、別に保存期間を認めることができますので、市の方で保管することができます。ただ2週間を超えた後に依頼がきた場合には、そこについては消えてしまっているということも考えられます。

委員 そこはある程度明確にしておいた方がいいと思います。そうしないと、何か曖昧になってしまうのではないのでしょうか。

会長 今の委員のおっしゃることを、逆に明確に文章化するのは難しいですね。

委員 私が民間の会社で経験したときも、警察からの請求は結構ありました。そのときに基本的には出しますが、出さない場合がどういう時かはっきりさせておかないと、断ることができなくなってしまいます。ですから、そのあたりは難しいかもしれませんが、配慮していただきたいと思います。

会長 最後に皆さん、第9条についていかがですか。

委員 市としては、この設置要綱は捜査機関への協力のみですね。

事務局 基本的な想定としては、捜査機関への提供を考えています。

委員 そうすると提供先も本来は捜査機関だけしか念頭にないわけですね。

事務局 設置の目的として考えているのはそうなります。

委員 もしそれを徹底するのであれば、条例化が必要だと思います。逆に触れないのであれば、触れない。触れないということは個人情報保護条例に任せるといふ表現になると思います。要綱の第9条は、もし捜査機関だけが提供先だということが念頭にあるのなら、それこそ不要だと思います。全部まとめて個人情報保護条例第9条に規定する提供として。本来ならむしろ条例を簡単に作ってしまっ、提供先は捜査機関のみとしてもよいと思いますが。

会長 今、提案されたように、個人情報保護条例第9条の規定によるというように要綱第9条を書き換える、若しくは条例の立法を答申の中で謳う、という2つの方法が考えられますが、皆さんいかがでしょうか。

委員 私は個人情報保護条例の既定に任せる、でよいのですが、市の担当者にとっては、ある程度決まっている方が行動基準としてはっきりするのではないのでしょうか。だから条例ではなく、もう少し程度を落とした、例えば指針などで触れた方がよいのではないのでしょうか。条例第9条に任せるといふことは変わりませんが、市の担当者がやりやすい何かがあった方がいいと思います。

会 長 取扱要綱の他に指針を作れということでしょうか。

委 員 要綱の中に入れる必要はなくて、防犯カメラの運用基準とか、そういうレベルでまとめればいいのでは。犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例に犯罪防止に関する体制を整えるとあるので、その派生として、防犯カメラの設置要綱でいいのではないのでしょうか。そして、市の担当者が運用する場合に遵守することとして、行動指針みたいなものがあればそれでいいのではと思います。

会 長 あえてこの刑訴法の規定を入れたいのであれば、刑事訴訟法の規定で求められた場合を除き、佐倉市個人情報保護条例に基づく。市の防犯の姿勢を意識するというのであれば、そういう意味に入れてもいいかと思いますが。いかがでしょうか。

全員了承

会 長 では全員一致ということで、刑事訴訟法の規定を除き、佐倉市の個人情報保護条例に基づく、という感じで文言を整理していただいて。そんなところで、取扱いに関する要綱はこれでよろしいでしょうか。

全員了承

会 長 ありがとうございます。ではこれをもちまして審議を終了します。これまでの意見について、市にはご検討いただければと思います。

なお、答申については私と事務局でまとめさせていただきますので、よろしくお願いたします。

2 報 告

(1) 平成23年度情報公開制度の実施状況について

(2) 平成23年度個人情報保護制度の運用状況について

事務局より配布資料「平成23年度情報公開制度実施状況報告書」及び「平成23年度個人情報保護運用状況報告書」のとおり報告を行いました。

委員からの意見等は特にありませんでした。

会長が他に意見等のないことを確認し、会議は終了しました。

平成24年度（第3期）第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会
次 第

平成24年8月13日（月）

午後1時30分から

佐倉市役所1号館3階会議室

1 審 議

- (1) 防犯カメラによる個人情報の収集について（諮問）

2 報 告

- (1) 平成23年度情報公開制度の実施状況について
- (2) 平成23年度個人情報保護制度の運用状況について

24佐防第470号

平成24年7月30日

佐倉市情報公開・個人情報保護審議会

会長 覺 正 豊 和 様

佐倉市長 蕨 和 雄



防犯カメラによる個人情報の収集について（諮問）

佐倉市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定により、関係書類を添付の上、下記の事項について諮問します。

記

- 1 佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例に基づき、市が設置する防犯カメラにより個人情報を収集すること及び収集した画像の取扱いについて

防犯カメラの設置及び運用について

1 事業の概要等

市では、市民の安全・安心な生活を確保するため、佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例（平成15年佐倉市条例第7号）を平成15年7月に施行し、自治会等の自主防犯活動団体の支援、防犯指導員を対象にした防犯研修会の実施など、市民協働による安全・安心なまちづくりを進めています。

市内の犯罪発生件数（刑法犯認知件数）を見ますと、平成13年の4,714件をピークに減少傾向にあり、平成23年は1,758件でした。平成13年と比べますと、2,956件、約63%の減となっています。犯罪の減少には、市民の防犯意識の高まりや警察署・市・関係機関の防犯対策など様々な要因がありますが、市民が積極的に地域の防犯活動に取り組んでいることが、犯罪の抑止に効果を上げている大きな要因の一つであるといえます。

しかしながら、地域の防犯活動や警察の巡回による犯罪抑止には限界があります。このため、このような部分を補完するものとして防犯カメラを設置することは、犯罪が発生しづらい環境を作るために有効な手段といえます。防犯カメラの撮影により犯罪を抑止するほか、防犯カメラの撮影区域内で発生した犯罪の検挙を支援することを通じて将来の同種の犯罪の抑止を図ることができます。

今回、防犯カメラを設置するに当たりましては、千葉県ひたたくり対策防犯設備設置補助事業の活用を予定しています。この事業は、平成22年に県内で発生したひたたくり件数が全国ワースト1位になったことを受け、千葉県において平成23年度から実施しているもので、平成21年、平成22年、平成23年のいずれかにおいて、ひたたくりが年間5件以上発生している地域を、県が重点区域として指定し、防犯カメラ設置の補助を行うものです。

佐倉市においては、上志津地区、井野地区、西志津3丁目地区、中志津1丁目地区の4カ所が重点区域として県から指定を受けていますが、防犯カメラの設置場所について佐倉警察署と協議を行った結果、犯罪抑止のために効果的な場所として、上志津地区2カ所（5台）、井野地区2カ所（5台）の計4カ所（10台）に設置することを予定しています。

防犯カメラの設置については、上記のような考え方等に基づき事業を推進しようとするものですが、一方で、防犯カメラの設置及び撮影は、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性があることから、佐倉市個人情報保護条例に規定する個人情報の収集に当たると考えられます。このため、同条例第7条第3項第7号の規定により、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものです。

2 目的

佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例に基づき、ひたたくり犯罪等が多く発生している箇所に防犯カメラを設置することにより、犯罪発生を抑止を図り、安全・安心なまちづくりに資する環境整備を行う。

3 防犯カメラ設置箇所及び台数

4カ所：10台（上志津地区2カ所（5台）井野地区2カ所（5台））

井野（志津中学校付近、変形五差路）：3台
上志津（志津出張所付近）：3台
上志津（井野交差点）：2台
井野（上高野入口バス停付近）：2台

4 運用開始予定時期

平成24年12月（予定）

5 画像保存期間

2週間以内（原則）

6 画像保存箇所

防犯カメラ備付SDレコーダー収納箱

7 個人情報収集目的

佐倉市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例に基づき、ひたたくり犯罪等が多く発生している箇所に防犯カメラを設置することにより、市民が安全で安心できる環境の整備に資するとともに、捜査機関の要請等に応じて撮影した画像を提供することにより、犯罪の抑止効果等を高め、安心して暮らせるまちづくりを推進しようとするもの

8 周知方法

- ・自治会代表者を対象にした設置説明会を8月～9月に実施予定。
- ・その他市広報紙等により周知

9 千葉県ひたたくり対策防犯設備設置補助事業

- ・補助対象となる防犯カメラ：次の要件の全てに該当する防犯カメラ
 - (1)重点区域のひたたくり発生を抑止することを目的として設置される防犯カメラ
 - (2)重点区域を管轄する警察署との協議を経て、設置場所を選定していること。
 - (3)市町村又は自治会等が設置する防犯カメラであること
 - (4)撮影された映像のうち、公道の画像面積が2分の1以上であること。
- ・補助要件
 - (1)防犯カメラの設置について、設置箇所周辺の住民の理解が得られていること。
 - (2)管理運用規定が事業完了日までに定められていること。
 - (3)平成25年3月31日までに完了できる事業であること。
- ・補助実績及び予定
 - 平成23年度：7市（船橋市、松戸市、柏市、流山市、野田市、鎌ヶ谷市、市原市）
計26区域130台設置
 - 平成24年度：10市（船橋市、松戸市、柏市、流山市、野田市、市原市、習志野市、佐倉市、四街道市、八街市）予定

10 担当部署

市民部防災防犯課